

## ニセコ町景観条例の一部を改正する条例

ニセコ町景観条例（平成16年ニセコ町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号キを同号ケとし、同号カの次に次のように加える。

キ 風力発電設備

ク 太陽電池発電設備

第2条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 設計者等 建築物又は工作物の設計又は施工を行う者及び土地の区画形質の変更の計画・設計又は施工を行う者をいう。

第6条の次に次の1条を加える。

(設計者等の責務)

第6条の2 設計者等は、自らの設計及び施工が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、その実施に当たっては、地域の景観を損ねることのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講じるとともに、景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

第8条第3項中「別に」を「規則で」に改める。

第10条中「北海道が定める北海道美しい景観のくにづくり基本計画」を「北海道が推進する良好な景観の形成に関する施策」に、「務める」を「努める」に改める。

第20条中「前条」の次に「第2項」を加える。

第14条第2項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第21条中「行なう」を「行う」に、「取組み」を「取組」に、「聞き」を「聴き」に改める。

第22条第3項中「聞く」を「聴く」に改める。

第26条第1項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第28条中「行おうとする者」を「行おうとする主たる事業主及び設計者等」に改め、同条第1号中「超える」の次に「(1,000平方メートル以下であっても隣接して一団の建設を行い、その規模が合算して1,000平方メートルを超えるものを含む。)」を加え、同条第2号中「第6号」を「第7号」に改め、「ア」の次に「及びク」を、「超える」の次に「(1,000平方メートル以下であっても隣接して一団の築造を行い、その規模が合算して1,000平方メートルを超えるものを含む。)」を加え、同条第4号中「同一事業者が」を削り、同条第5号を削り、同条第6号中「同一事業者が」を削り、同号を同条第5号とし、同条に次の1号を加える。

(6) 前2号の事業が景観地区内で行われる場合には、「5,000平方メートル」を「3,000平方メートル」と読み替えるものとする。

第29条第1項中「行なうものとする」を「行わなければならない」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 開発事業者は、前項の調査を行うに際しては、その内容についてあらかじめ町長

と協議するとともに、終了後は町長に対して報告書を提出しなければならない

第30条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該開発事業が景観上の影響が軽微と町長が認めるときはこの限りでない。

第30条第3項中「立ち会わず」を「立ち合わせる」に改め、同条第4項中「行なった」を「行った」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 開発事業者は、前項の規定による報告の結果、町長が必要であると認めるときは改めて説明会を開催しなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(資料の公開)

第30条の2 第29条第1項による調査を行った開発事業者は、第28条の協議に先立ち、当該事業の内容及び工事施工方法並びに景観への影響について関係住民等の理解を得るため、規則に定めるところにより、資料の公開を行わなければならない。ただし、当該開発事業が景観上の影響が軽微と町長が認めるときはこの限りでない。

2 開発事業者は、前項の規定による資料の公開を行う場合は、資料の公開をする前日までにその旨を関係住民等に公表するとともに、町長に通知しなければならない。

3 資料の公開期間は、第30条第1項の説明会開催の日から14日間とする。ただし、開発事業者が当該期間のほかに資料の公開をする場合はこの限りでない。

4 景観形成の見地からの意見を有する関係住民等は、前項の公開期間内に、開発事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

5 開発事業者は、前項の規定による意見書が提出された場合には、遅滞なく、当該意見書に対する見解を記した書面を作成して、関係住民等に対し、その内容の周知を図らなければならない。

6 開発事業者は、資料の公開を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その結果を町長に報告しなければならない。

7 開発事業者は、前項の規定による報告の結果、町長が必要であると認めるときは改めて資料の公開を行わなければならない。

第33条に次の1項を加える。

5 開発事業者は、第1項の規定による同意が通知された日から起算して3年以内に当該開発事業に着手しない場合は、改めて町長と第28条に規定する協議をしなければならない。

第37条第1項第2号中「第1項」の次に「及び第5項」を加え、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第30条の2第1項及び第7項の規定による資料の公開を行わないとき。

第38条第1項中「聞いた」を「聴いた」に改める。

第39条中「行なう」を「行う」に改める。

第41条第1項中「行なう」を「行う」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第2項中「行ない」を「行い」に改める。

第42条第2項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第46条第1項中「聞いた」を「聴いた」に改める。

第52条第1項中「行なわせ」を「行わせ」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」

に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第53条第2項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第54条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第3項中「第一項」を「第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第33条第1項による通知を受けたものについては、なお従前の例による。ただし、施行の日から起算して3年以内に着手しない場合は、改めて第28条の規定による協議をしなければならない。

改正の理由

近年の複雑化する開発事業への対応と景観条例のあり方を踏まえ、設計者及び施工者を含む開発事業者の立場を明確にするとともに、協議にあたりこれまで運用や解釈の中で取り扱っていた事項を条文に明記するなど、本条例の立場からまちづくりに寄与する開発事業への助言・指導等を適切に行うために、条例の一部改正を行う。

ニセコ町まちづくり基本条例第54条の規定による住民参加の状況

令和3年1月28日都市計画審議会において、改正案を提示・説明し、了承済み。

令和3年2月5日から2月18日までニセコ町ホームページ、役場建設課、役場掲示板にて改正案を縦覧し意見聴取した。(意見6件)